

# 防府市交通安全対策庁内協議会設置要綱

平成23年11月28日制定

(目的)

第1条 この要綱は、交通安全の確保について、各部課等において所管し、処理する事項の明確化を図るとともに、連絡調整機能を設置し、もって本市における交通安全対策を総合的に推進することを目的とする。

(事務の所管)

第2条 生活環境部くらし安全課は、交通安全対策について関係課の連絡調整及び複数課にまたがる事項、又は課の所管に属しない事項の市民要望処理、並びに関係機関の所管事項と市の施策の調整を行うとともに、市における交通安全対策を総括し、これを推進するものとする。

2 各課は、生活環境部くらし安全課と十分な連携のもとに前項に基づき、これを実施するものとする。

3 前項に規定する各部課の所管事項は別表1のとおりとする。

(部課長等の任務)

第3条 前条により所管する部等の長（消防長を含む）は、交通安全対策に関連する事務について部内の調整を図るとともに、関係機関と連携を密にし、交通安全対策の推進に努めなければならない。

(協議会の設置)

第4条 第1条の目的を達成するため、防府市交通安全対策庁内協議会（以下「協議会」という）を設置する。

2 協議会は、主務の生活環境部次長、及び別表2に定める職にある者をもって組織する。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、主務の生活環境部次長をもって充てる。

2 会長は会務を総括し、議長となる。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職

務を代行する。

(審議事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議し、予算及び意見を調整する。

- 一 交通安全対策の計画に関する事
- 二 交通安全対策の推進に関する事

(庶務)

第7条 協議会の庶務は生活環境部くらし安全課で行うものとする。

附 則

この要綱は、平成23年11月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年10月24日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表 1 (第 2 条関係)

部	課	所 管 事 項
生活環境部	くらし安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通安全運動の推進、交通安全思想の普及啓発及び交通安全の指導に関すること</li> <li>・ 交通安全に関する陳情・要望に関すること</li> </ul>
保健子ども部	子育て推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児の交通安全教育に関すること</li> <li>・ 家庭における交通安全教育に関すること</li> </ul>
福祉部	高齢福祉課  障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の交通安全施策に関すること</li> <li>・ 交通安全に関する陳情・要望に関すること</li> <li>・ 障害者の交通安全施策に関すること</li> <li>・ 交通安全に関する陳情・要望に関すること</li> </ul>
教育委員会 教育部	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒の通学路及び交通安全に関すること</li> <li>・ 交通安全に関する陳情・要望に関すること</li> </ul>
土木都市 建設部	道路課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路及び交通安全施設の維持補修整備に関すること</li> <li>・ 交通安全に関する陳情・要望に関すること</li> </ul>

別表 2 (第 4 条 関係)

防府市交通安全対策庁内協議会委員
生活環境部次長、くらし安全課長、子育て推進課長、高齢福祉課長、 障害福祉課長、学校教育課長、道路課長